

里山笑楽校会則

第1条 名称

本会は、里山笑楽校という。

第2条 事務所

本会の事務所を雲南市大東町山王寺 241 番地に置く。

第3条 目的

本会は、山王寺棚田の保全と地域資源の活用を目的として各種活動を行う。

第4条 活動

1. 棚田保全の為に地域外からの支援を求める活動
2. 交流人口を増やすために各種イベントの開催
3. 地域資源を活用した六次産業化を推進する活動

第5条 会員

本会の会員は、本会の目的に賛同するものをもって構成する。会費は無料とする。

第6条 役員

本会の役員は次のとおりとする

会長 1名 副会長 1名 監事 1名

第7条 役員の選出

役員は、総会において選出する。

第8条 役員の任期

役員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。

第9条 総会

総会は全会員の過半数以上の出席で成立する。

第10条 経費

本会の経費は、本会の活動収入と寄付金及びその他の収入をもって充てる。

第11条 会計年度

本会の会計年度は、毎年4月1日から3月31日とする。

第12条 その他

その他必要な事項は総会で定める。

付則 この会則は、平成27年4月1日から施行する。